平成２４年（フ）第６２号
松江市宍道町白石1745番地50
債務者　本村美枝子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
松江市宍道町白石1745番地50
債務者　本村　　隆
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９５号
東京都稲城市東長沼1519番地の１ハイツフラント305号
債務者　平田　　一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４９６号
東京都稲城市東長沼1519番地の１ハイツフラント305号
債務者　平田ちづる
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０４７号
横浜市青葉区元石川町7512番地５　第５飯島荘103
債務者　水野　裕美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８１号
横浜市都筑区茅ケ崎中央23番22―603号
債務者　伊良波賢彦
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１６号
横浜市戸塚区下倉田町1145番地　カーサ吉原305号
債務者　大石　亜衣
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３８号
大阪府吹田市江坂町１丁目４番８号
債務者　渡邊　良享
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１０号
大阪府茨木市新堂１丁目７番19号
債務者　内尾　理恵
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７号
岡山市東区宍甘103番地２　Ｄ棟
債務者　伊藤　　訓
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４８号
岡山市東区宍甘103番地２　Ｄ棟
債務者　伊藤　公香
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５号
北海道帯広市大空町９丁目市住桜104
債務者　池田　寿夫
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
北海道帯広市西16条南６丁目45番25号
債務者　下天摩美喜
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
静岡県浜松市中区新津町235番地　片橋ハイツ303号
債務者　中山　　勤
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
川崎市川崎区南町８番地２　メゾンドティーニュ204、前住所東京都大田区下丸子３丁目15番15号　服部荘201沢方
債務者　加藤　澄子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係